

「茨城県国民保護計画」の要点

- 1 国民保護法及び同法施行令，国民の保護に関する基本指針に沿って編集を行った。
- 2 本県が首都東京に近接し，19ヶ所に及ぶ原子力施設や石油コンビナートが立地していることから，テロ攻撃に対し，これらの点を強調した。
- 3 武力攻撃災害の発生に備え，通常の防災体制と併せ職員の当直による24時間体制をとることとする。
- 4 また，事態が発生した場合に十分な初動体制を確保するため，国の指示を待たず，知事を本部長とする危機管理対策本部を設置するとともに，職員の1/2が登庁し対応することとする。
- 5 発電所，ダム等生活関連等施設（4,200ヶ所）の安全確保を図るため，警戒を強化し，平素からの備えを行う。
- 6 県庁が被災し国民保護対策本部を県庁内に設置できないときの予備施設の指定を三の丸庁舎，水戸合同庁舎等の県有施設を当てることとする。
- 7 テロ攻撃等が行われた場合に，消防，警察，海上保安部及び自衛隊等の活動等の連携を強化するため，国民保護現地対策本部を設置し，現地指揮の調整を図ることとする。
- 8 武力攻撃災害の被害を最小限化するため，平常時から県民への啓発や関係機関による訓練等を行い，事態の発生に対する備えや心構えの醸成に努める。
- 9 避難・救援等を迅速に行うため，地図，道路網，輸送力，避難施設等の基礎的資料を常備し，資料としてとりまとめておく。
- 10 市町村は，平成18年度において国民保護計画を策定することとし，具体的な避難実施要領等を定める。
- 11 武力攻撃災害の兆候があり事態の緊急性がある場合に，知事が発する緊急通報や退避の指示例，被災情報の報告様式，さらには安否情報の報告様式等を定める。
- 12 今後，国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築，国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ，不断の見直しを行う。

茨城県国民保護計画の概要

第1編 総則

茨城県は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び本計画に基づき、県民の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、県民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

本計画に明記されていない事項については、「茨城県地域防災計画」等の定めるところによる。

茨城県は、国民保護措置を実施するに当たり、基本的人権の尊重、県民の協力、指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重、高齢者等への配慮、国民保護措置に従事する者等の安全の確保等、国民保護措置に関する基本方針を定める。

茨城県には、さまざまな研究施設、発電施設、処理施設等、19ヶ所の原子力事業所が立地している。

また、鹿嶋市及び神栖市にまたがる鹿島港周辺地区は、石油コンビナート等災害防止法に基づく鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域として指定されている。

第2編 平素からの備え

茨城県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、平素から必要な組織及び体制の整備を行うとともに、次のような備えを行う。

- ・ 非常時通信体制の確保
- ・ 国民保護措置についての図上訓練、実働訓練の実施
- ・ 避難及び救援に関する基礎的資料の常備
- ・ 生活関連等施設の警戒の強化
- ・ 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄
- ・ 国民保護に関する啓発

第3編 武力攻撃事態等への対処

茨城県は、武力攻撃事態等が認定される前であっても、県独自の対応として茨城県危機管理対策本部を設置し、初動体制を確立する。

茨城県は、迅速かつ的確に警報の通知及び伝達を行い、緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発する。

茨城県は、市町村等を通じて、住民に避難の指示を行う。

茨城県と市町村は互いに連携して、避難先地域や被災地において、収容施設の供与、生活必需品の供与、医療の提供等の救援を実施する。

茨城県は、開設した避難所及び関係機関からの情報収集等により、安否情報の収

集を行うとともに、安否情報の照会が不当な目的によるものでないと認めるときは、安否情報の回答を行う。

茨城県は、武力攻撃による災害を軽減することが困難であると認めるときは、国に対し、必要な措置の実施を要請する。

茨城県は、原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次の措置を行う。

- ・ 茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）と連携した措置の実施
- ・ 放射性物質等の放出又は放出のおそれ等に関する通報及び公示等
- ・ 中性子線等のモニタリングの実施
- ・ 住民の退避・避難等の措置
- ・ 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携
- ・ 国への措置命令の要請等
- ・ 安定ヨウ素材の配布
- ・ 食料品等による被ばくの防止
- ・ 要員の安全確保

茨城県は、NBC攻撃による汚染が生じた場合、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、初動的な応急措置を行う。

茨城県は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示や警戒区域の設定を行う。

茨城県は、保健衛生の確保及び廃棄物処理対策を実施するほか、生活関連物資等の価格安定や生活基盤等の確保等により、国民生活の安定を図る。

茨城県警察本部は、武力攻撃事態等において、住民の避難等の国民保護措置が的確かつ迅速に実施されるよう、交通規制等を実施する。

茨城県は、赤十字標章等及び特殊標章等の適切な交付及び管理を行う。

第4編 復旧等

茨城県は、管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を行う。

第5編 緊急対応事態への対処

茨城県は、緊急対応事態への対処について、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

茨城県は、緊急対応事態における警報の通知を、警報の通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関等に対し行う。

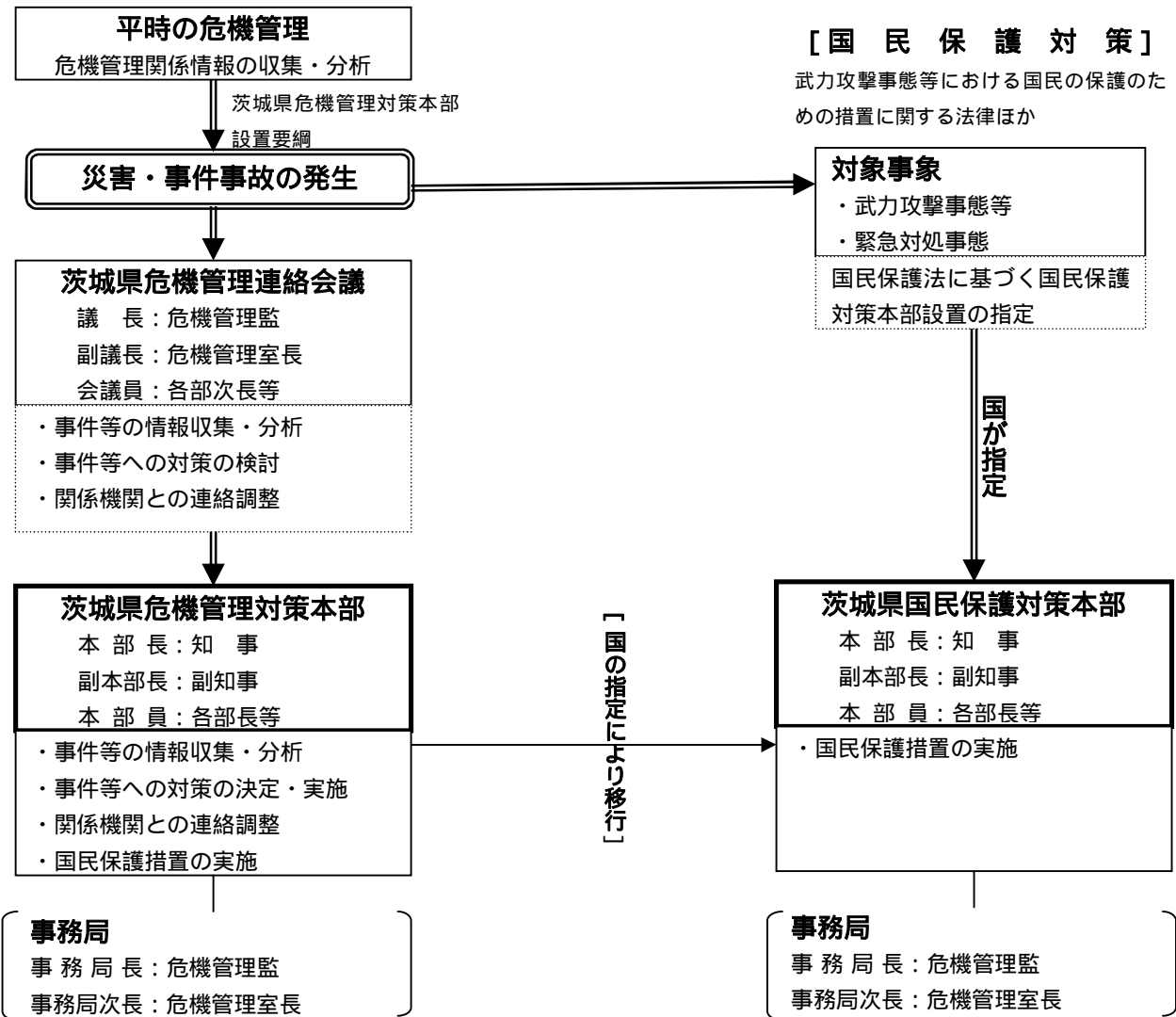
茨城県国民保護計画の構成等

第1編 総 則	計画の基本， 国民保護措置の基本方針， 県国民保護計画が対象とする事態 等
第2編 平素からの備え	組織体制の整備， 避難・救援に関する備え， 物資・資材等の備蓄 等
第3編 武力攻撃事態等への対処	県対策本部の設置， 警報等の伝達・救援， 武力攻撃災害への対処， 県民生活の安定 等
第4編 復 旧 等	応急の復旧， 武力攻撃災害の復旧， 国民保護措置に要した費用の支弁
第5編 緊急対処事態への対処	緊急対処事態の定義， 緊急対処事態における警報等の伝達

武力攻撃等の事態

対象事態	定 義	事態の種類
武力攻撃 事 態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態	着上陸侵攻 ゲリラ，特殊部隊による攻撃 弾道ミサイル攻撃 航空攻撃 NBC攻撃 核兵器，生物兵器，化学兵器
武力攻撃 予測事態	武力攻撃事態には至っていないが，事態が緊迫し，武力攻撃が予測される事態	-
緊急対処 事 態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	原子力事業所等の破壊，石油コンビナート，可燃性ガス貯蔵施設等の破壊など。 大規模集客施設，ターミナル駅等の爆破，列車等の爆破など。 ターミナル等の爆破による放射能の拡散，市街地等でのガソリン等化学剤の大量散布など。 航空機等による自爆テロ，ミサイル等の飛来など。

県危機管理体制の整備



平素からの備え

1. 生活関連等施設の安全確保等

国民保護法施行令	各号	施設の種類
第27条	1号	発電所, 変電所
	2号	ガス工作物
	3号	取水施設, 貯水施設, 浄水施設, 配水池
	4号	鉄道施設, 軌道施設
	5号	電気通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設, 係留施設
	8号	滑走路等, 旅客ターミナル施設, 航空保安施設
	9号	ダム
第28条	1号	危険物
	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)
	3号	火薬類
	4号	高圧ガス
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)
	6号	核原料物質
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)
	8号	毒劇物(薬事法)
	9号	電気工作物内の高圧ガス
	10号	生物剤, 毒素
	11号	毒性物質

施設管理者の安全確保の留意点等
警備の強化, 復旧の確保。

2. 物資等の備蓄

避難や救援に必要な物資等の備蓄

地域防災計画における備蓄の相互利用等合理的な調達体制の整備。

特殊な資機材・薬品等(安定3D素材等)の整備・備蓄
国の整備計画と整合した, 備蓄・調達体制の整備。

3. 訓練等の実施

訓練の実施

・国民保護措置の迅速かつ的確な実施のため, 国民保護対策本部の設置訓練等の実施。

・消防, 警察, 海上保安庁, 自衛隊等関係機関との連携。

国民保護計画への反映

・訓練の成果, 課題等を検証。

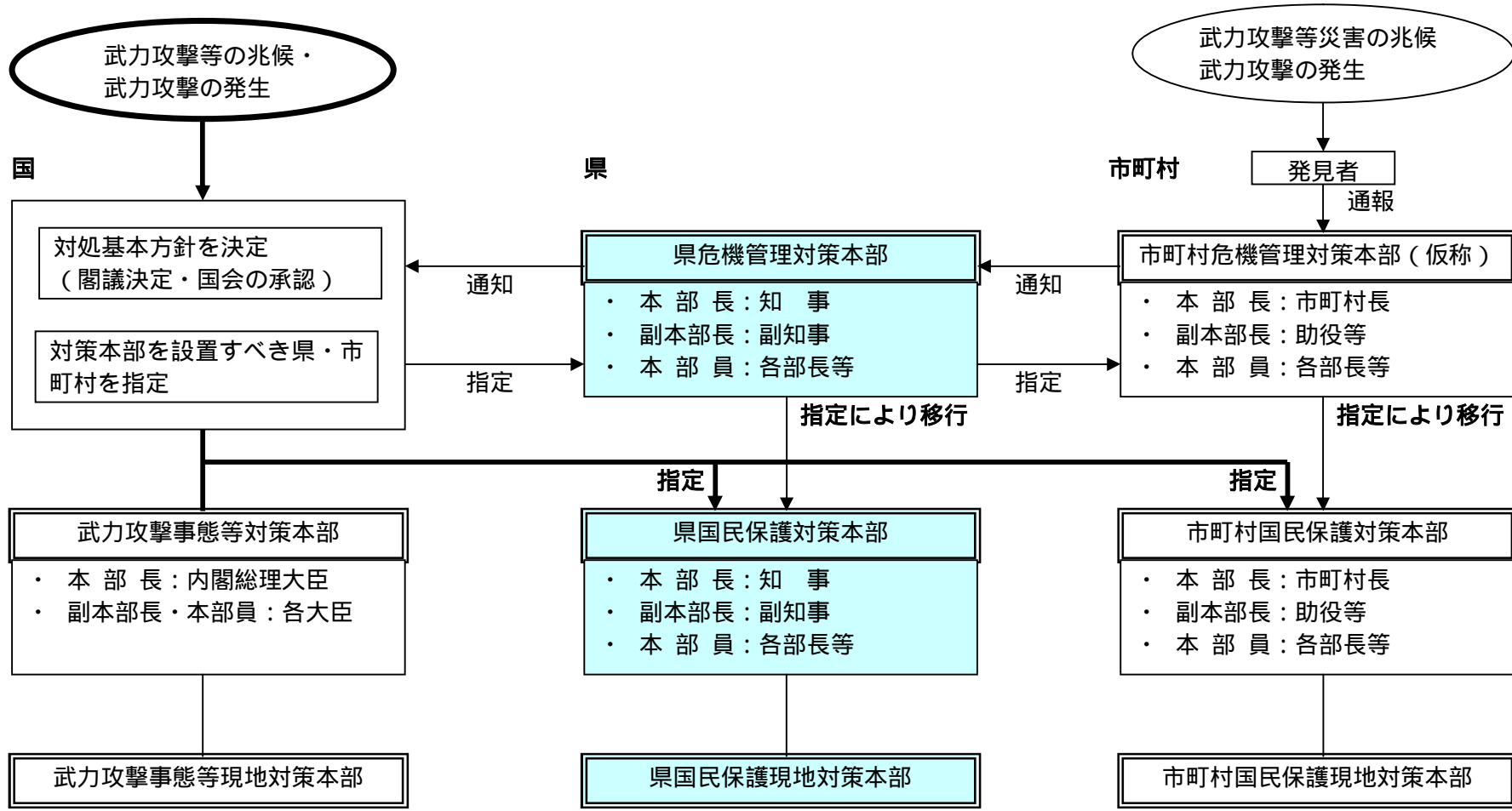
・国民保護計画への反映。

研修の実施

・職員に対する研修。

・自主防災組織リーダー等への研修。

国民保護措置の実施体制



国が武力攻撃事態等を察知した場合の流れ →

地方自治体が武力攻撃事態等を察知した場合の流れ →

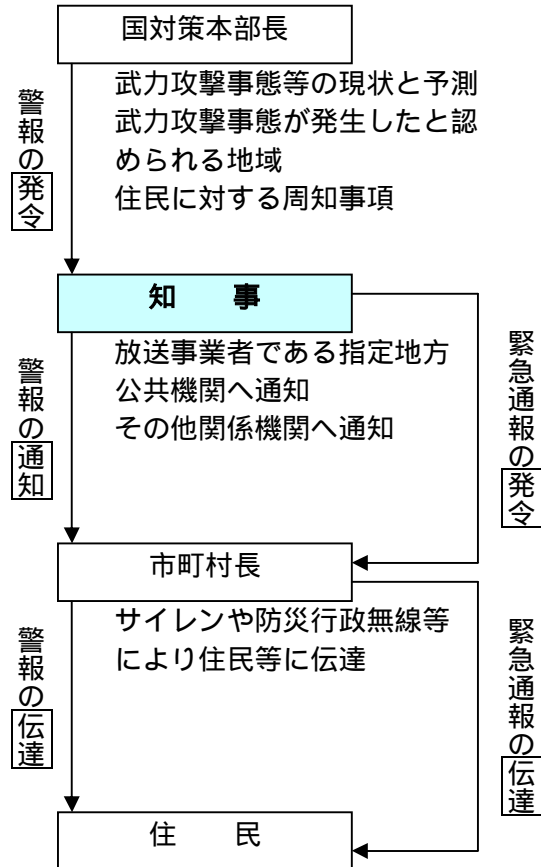
警報・避難・退避の指示等

資料 5

警報・緊急通報の発令

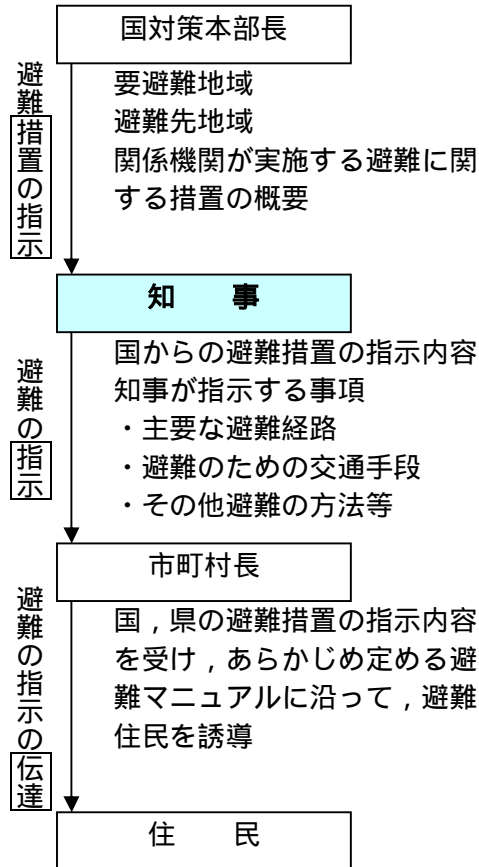
国は、武力攻撃等において、国民の保護措置を迅速に行うため警報を発令。

知事は、緊急の必要がある場合は、緊急通報を発令。



避難の指示

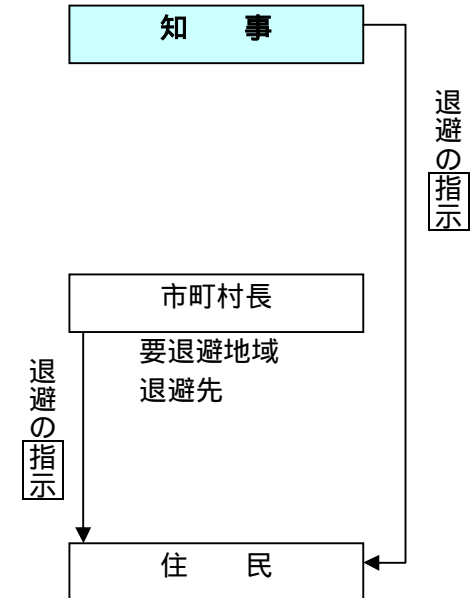
国の避難措置の指示に基づき、知事が避難施設への避難を指示。



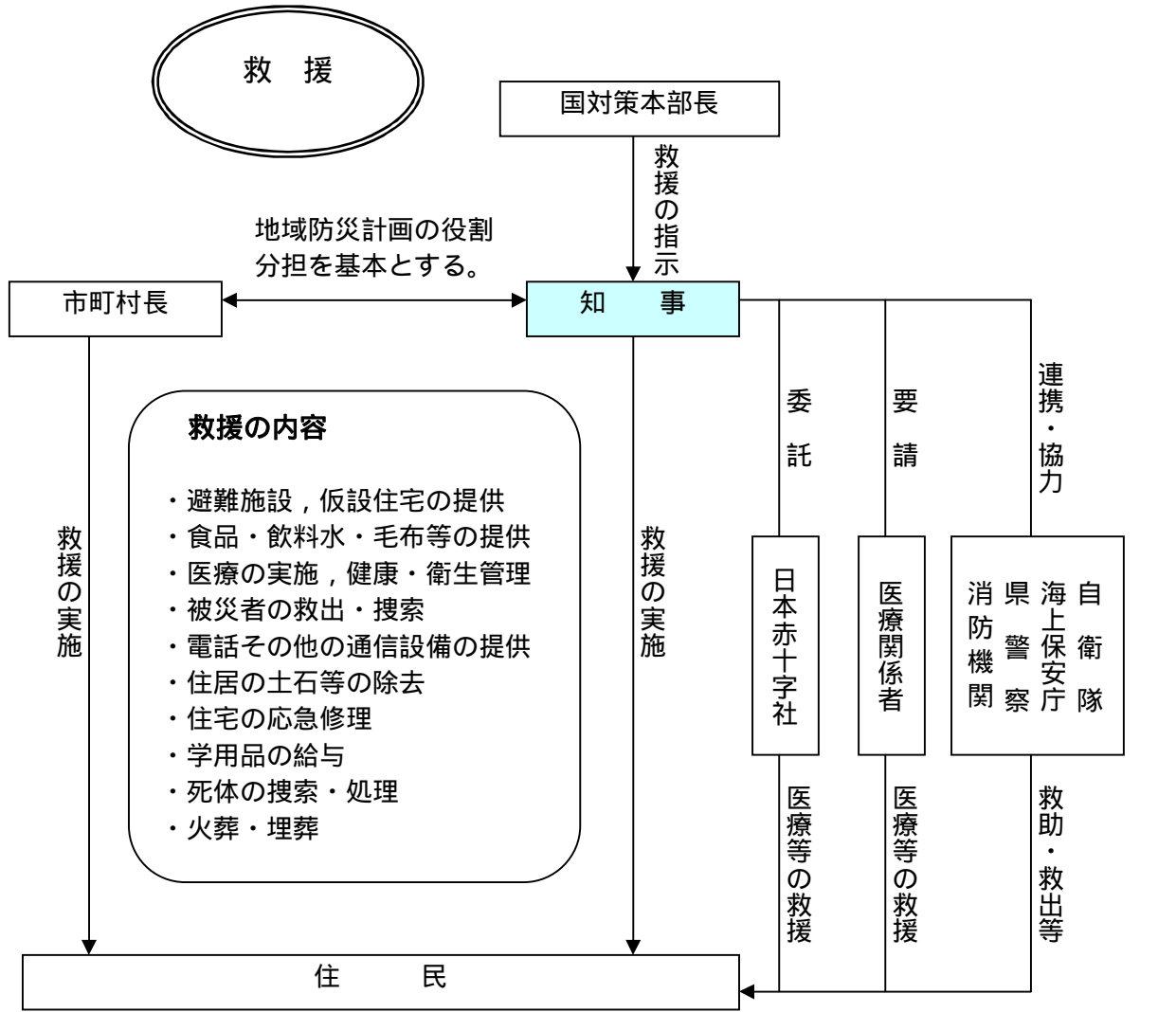
退避の指示

市町村長が屋内への退避や危険な地域からの一時的な退避を指示。

知事は、緊急の必要がある場合は、退避を指示。



救援・復旧等



復旧・復興

被災地等の復旧・復興

- ・生活の確保を最優先とした応急復旧の実施
- ・公共土木施設・都市施設の復旧
- ・国全体としての計画的復興

国民生活の安定

- ・生活関連物資の価格安定
- ・被災児童生徒等に対する教育
- ・公的徴収金の減免
- ・生活再建資金の融資 等